

J A 富山市の現況

(令和4年度富山市農業協同組合ディスクロージャー誌)

富山市農業協同組合

ごあいさつ

平素よりご利用者の皆様におかれましては、当JA事業全般にわたり各段のご理解とご協力を賜り衷心より感謝申し上げます。

令和4年2月に始まったロシア軍のウクライナ侵攻によりコロナ禍からの回復等から上昇基調にあった食料、エネルギーや原材料等の国際価格が更に高騰し、国際社会において食料安全保障が共通の重要課題となり関心が高まっている世界情勢であります。

また、食料の多くを輸入に依存する我が国においても食料をはじめ物価が高騰し、社会経済や国民生活に大きな影響を与えています。生産資材や飼料、燃料等の価格高騰は国内農業生産の大きな打撃となっています。持続可能な農業生産や食料安全保障の確立が喫緊の政策課題と言えます。

このような国内外の情勢の中、人口減少や円安、国際的な利上げ等によりJAグループを巻き取る外部環境は厳しさが増しており、持続可能な組織・事業基盤を確立するために食と農を基軸とした地域に根ざしたJAの真価が問われているといつても過言ではありません。

当JAでは、「ゆうだい21」、「富富富」等の実需に基づく稲作拡大や行政及び関係機関との連携により営農基盤を守る責務を果たすよう取組んでいます。

昨年開催の第57回通常総代会にて策定した「JA富山市自己改革工程表」で掲げる「農業者の所得増大・農業生産の拡大」を目的とする水田フル活用、高収益作物（青ネギ・切花）導入等の施策を進めており、令和5年度には県内初の「青ネギ部会」を設立し、安定出荷体制を築く所存です。

当JAの自己改革では、組合員との対話運動の継続強化を目的に昨年4月に「トータルサポート室」を発足させ、組合員からの相談をワンストップで対応できる組織体制の構築を目指し、専業農家のみならず兼業農家組合員を含む多様な農業者が安心して農業を継続できるよう支援してまいります。特に高齢化による事業承継が深刻な問題となる中、次世代の担い手・新規就農者の育成・確保が重要な課題であります。当JAでは、親元就農をはじめ円滑な事業承継が進むよう農家組合員の維持・発展と地域農業振興支援に努め課題解決に挑んでまいります。

一方、当JAを巡る経営環境は、年々、厳しさが増していますが、自己改革の実践を通じて持続可能な経営基盤の確立・強化を目的に経営の健全性確保とガバナンス・内部統制の強化を推し進めてまいります。

末尾となりますと、皆様におかれましては、これまで以上の力強いご支援と温かいご指導を賜りたく、お願い申し上げますと共に益々のご繁栄とご健勝・ご多幸をご祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。

富山市農業協同組合
代表理事組合長 高野 諭

目 次

ごあいさつ

1. 経営方針	1
2. 経営管理体制	2
3. 事業の概況（令和4年度）	2
4. 農業振興活動と地域貢献情報	6
5. リスク管理の状況	9
6. 自己資本の状況	22
7. 主な事業の内容	23

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	35
2. 損益計算書	36
3. キャッシュ・フロー計算書	37
4. 注記表	38
5. 剰余金処分計算書	61
6. 部門別損益計算書	62
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	64
8. 会計監査人の監査	65

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	66
2. 利益総括表	67
3. 資金運用収支の内訳	67
4. 受取・支払利息の増減額	67

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 賢金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	68
② 定期貯金残高	68
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	68
② 貸出金の金利条件別内訳残高	68
③ 貸出金の担保別内訳残高	69
④ 貸出金の使途別内訳残高	69
⑤ 貸出金の業種別内訳残高	69
⑥ 主要な農業関係の貸出金残高	70
⑦ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	71
⑧ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	72
⑨ 貸出金償却の額	73
(3) 内国為替取扱実績	73
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	73
② 商品有価証券種類別平均残高	73
③ 有価証券残存期間別残高	73

(5) 有価証券等の時価情報等	73
① 有価証券の時価情報等	73
② 金銭の信託の時価情報等	73
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	73
 2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	74
(2) 医療系共済の共済金額保有高	74
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	74
(4) 年金共済の年金保有高	74
(5) 短期共済新契約高	74
 3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	75
(2) 受託販売品取扱実績	75
 4. 指導事業	75
 IV 経営諸指標	
1. 利益率	76
2. 賯貸率・賸証率	76
 V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	77
2. 自己資本の充実度に関する事項	79
3. 信用リスクに関する事項	81
4. 信用リスク削減手法に関する事項	83
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	84
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	84
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	84
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	85
9. 金利リスクに関する事項	86
 【JAの概要】	
1. 機構図	88
2. 役員一覧	89
3. 会計監査人の名称	89
4. 組合員数	89
5. 組合員組織の状況	89
6. 地区一覧	90
7. 店舗等のご案内	90
 法定開示項目掲載ページ一覧	91
 (注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。 本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。	

1. 経営方針

JA 富山市は持続可能な地域農業基盤と豊かでくらしやすい地域社会の実現を目指すため、創意工夫をこらした取り組みにより自己改革を推し進め、『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』に向けて取り組むとともに、「地域に根ざした協同組合」として協同の力による地域の活性化取り組みます。

基本目標

- I 持続可能な食料・農業基盤の確立
- II 持続可能な組織・事業基盤の確立と地域の活性化
- III 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化
- IV 「食」「農」「地域」「JA」にかかる理解醸成に向けた取り組みの強化

I. 持続可能な食料・農業基盤の確立

- (1) 担い手経営体の育成・支援の強化
- (2) 担い手経営体の経営課題に対応した総合事業提案の強化
- (3) 事業継承の支援体制強化
- (4) 農業経営の改善や発展に向けた農業振興支援の実施
- (5) 生産調整強化に対応した水田フル活用の取組み支援
- (6) 実需者ニーズに応じた生産・販売と地産・地消運動の推進
- (7) 優良種子の安定生産
- (8) 園芸品目の生産量拡大と新たな生産者の育成
- (9) インショップ及び直売所の販売拡大・生産者の育成
- (10) 牛乳消費拡大活動などによる畜産経営の発展推進
- (11) 安全・安心な農産物の生産・販売
- (12) スマート農業等の普及推進による省力化・農業生産コストの低減
- (13) 共同利用生産施設・農業倉庫の更新の計画的な実施

II. 持続可能な組織・事業基盤の確立と地域の活性化

- (1) 正組合員の「アクティブ・メンバーシップ」の強化
- (2) 准組合員の「農」に基づくアクティブ・メンバーシップ強化
- (3) 組合員組織の活性化

III. 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化

- (1) 持続可能な経営基盤の確立・強化
- (2) 各事業の収支改善の取組みの着実な実施
- (3) 経営の健全性確保とガバナンス・内部統制の強化
- (4) 内部管理・コンプライアンス態勢の高度化

IV. 「食」「農」「地域」「JA」にかかる理解醸成に向けた取り組みの強化

- (1) 准組合員・地域住民への理解醸成
- (2) 地域文化・貢献活動及び食農教育活動等への参加

2. 経営管理体制

◇ 協同組合の特性

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（4年度）

令和4年度は、水稻作況指数が101となりました。

当組合の出荷数は80,640.5俵(60kg)で、出荷契約数量79,679.5俵(60kg)に対して101.2%、上位等級比率は87.4%（前年94.0%）となりました。

一方、事業の展開では組合員皆様のご理解とご協力を賜りながら計画達成に努力してまいりました結果次のとおりとなりました。

年度末における総資金量は510億6,658万円で、前年度対比1億9,420万円増加し、当初計画を3億2,345万円下回りました。

調達面では、貯金残高452億1,829万円で、前年度対比2億6,696万円増加しましたが、当初計画を2億4,570万円下回りました。

運用面では、預金残高378億9,794万円での資金運用となり、前年度対比2億7,156万円増加し、当初計画を2,765万円上回りました。

貸出金残高は61億1,536万円で、前年度対比3,315万円減少し、当初計画を2億8,031万円下回りました。

長期共済新契約高（年金共済含む）は65億2,685万円で、前年度対比65億13億6,733万円減少しました。

購買品供給高は16億5,417万円で、前年度対比1,945万円増加し、当初計画を1,917万円上回りました。

販売品取扱高は19億3,881万円で、前年度対比2億6,058万円増加し、当初計画を1億9,865万円上回りました。

収支面では、事業総利益8億2,076万円となり前年度対比6,474万円減少しましたが、当初計画は176万円上回りました。

一方、事業管理費は8億1,925万円で前年度対比2,711万円減少し、当初計画を125万円上回りました。

事業総利益から事業管理費を差し引いた事業利益は151万円で、事業外・特別損益等を加減した当期剰余金は、5,604万円で前年度対比3,458万円減少し、当初計画を1,398万円下回りました。

剰余金処分案としまして、自己資本の充実と財務の健全化を図るため、長期安定資金として利益準備金に1,500万円、任意積立金に4,000万円を繰り入れさせていただきますことは、組合員皆様の変わらぬご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

なお、資産査定規程及び金融検査マニュアルの示す基準に準拠し資産(貸出金、経済債権等)の厳格なる自己査定を実施し、不健全債権について内容を精査するとともに、規定通り適切に個別貸倒引当金、一般貸倒引当金とあわせ総額233万円を引当金計上しております。

さらに、金融機関の健全性を示すと言われています自己資本比率は、令和4年度決算期末において、19.35%（行政庁が示す基準4%以上、JAバンク自主基準8%以上）であります。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

(信 用 事 業)

JA バンクでは、お客様にメイン口座としてご利用いただけるよう優遇プログラムを導入し、各種手数料がお得になるサービスを行っています。ネット社会が加速する中、インターネットキャッシング・JA バンクアプリを PR し、お客様の利便性向上、業務効率化をめざしております。

貯金残高については、コロナによる経済活動等の制限も緩和に向かっておりますが、残高はとどまり、前年対比 100.6% の 452 億 1,829 万円となりました。一方、貸付金については、農業融資や住宅ローン等は好調でしたが、マイカーローンやプロパー資金が低迷し、前年対比 99.5% の 61 億 1,536 万円となりました。

(共 濟 事 業)

JA 共済では、組合員・利用者の皆様への 3Q 活動等の実践とライフプランニングを意識した保障点検を通じて、「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障提供に努めてまいりました。令和 4 年度の共済事業推進は、依然として続く新型コロナウイルスの影響下で目標達成には到らず、長期共済新契約実績は 95 万 2,787 ポイントで目標対比 58.8%、短期共済新契約実績は 119 万 9,549 ポイントで目標対比 94.4%となりました。また、満期、病気、死亡、後遺障害、災害や事故等の共済金として、24 億 500 万円（3,611 件）を、お支払いさせていただきました。

(購 買 事 業)

生産資材では、中国の肥料輸出規制やロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、肥料原料の調達が難しくなる中、調達先の変更等による原料の安定確保や、組合員の皆様からの予約注文に基づき肥料の安定供給に努めました。また、生活物資においては、展示会やキャンペーン等により、より豊かな暮らしのご提案をさせていただきました。その結果として、購買品供給高は 16 億 5,417 万円で前年対比 101.2%となりました。

(販 売 事 業)

販売総額は 19 億 3,881 万円で、前年度対比 115.5% の結果になり 2 億 6,058 万円の増加となりました。

米の出荷実績は、出荷契約数量 79,679.5 倍/60 kg に対し、80,640.5 倍/60 kg の出荷実績で集荷率 101.2% でした。

米以外では、大麦 61,411kg、大豆 4,033 袋(30 kg)、水稻種子 705,960kg、大麥種子 28,000kg、

大豆種子 28,260kg、屑米 404,228kg を販売しました。

また、野菜・花きは 1 億 776 万円、畜産物 1 億 8,091 万円を販売しました。

(保管事業)

ラック式全自動低温倉庫や低温および準低温倉庫での保管により米の品質の保持に努めました。

年度末の保管米は 43,994 倹 (60kg) で前年度と比較して 13,027 倹の減となりました。

(利用事業)

① 育苗センター

芽出苗 8,691 箱、硬化苗 64,172 箱で合計 72,863 箱を生産し良質苗の生産出荷に努めました。

② 共同乾燥調製施設

ライスセンターの乾燥・調製は次のとおりであります。

米 (30 kg)	本年度	前年度
東部 R C	24,359 袋	22,986 袋
中部 R C	15,974 袋	16,088 袋
西部 R C	10,915 袋	9,749 袋
南部 R C	17,847 袋	18,082 袋
計	69,095 袋	66,905 袋

③ 種子調製施設 (新保)

優良種子の生産に努め、水稻種子 673,880 kg、大麦種子 28,000 kg を選別出荷致しました。

④ 大豆選別施設

優良品質の均一化に努め、145,762 kg を選別出荷致しました。

(宅地等供給事業)

不動産売買・賃貸物件の仲介、また、皆様の大切な資産を活かすための不動産に関わるあらゆる活動を行ってまいりました。

(指導事業)

① 営農改善事業

生産者への経営支援体制の強化を図るとともに、省力化技術や効果的かつ低価格な肥料農薬の提案、共同施設稼働率の向上による農業生産コストの低減やマーケットインに基づく販売戦略を推進し、農協自己改革の最重点課題である『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』に向けて、生産販売の強化に努めました。また、経営管理支援をはじめとし、補助事業や制度資金活用に関する支援に取り組み、認定農業者や集落営農組織等地域農業の担い手となる経営体への支援強化に努めるとともに、各地区運営委員会や農業者協議会と連携を図り、地域農業を守る受託体制の整備や強化に努めました。

主穀作部門では、1等米比率95%を目指すため、米品質向上生産運動を展開し、高品質で売れる米生産を推進しました。また、米の差別化に向けた「ゆうだい21」や「富富富」の生産面積拡大の推進、生産調整においては、政府備蓄米・加工用米の販売枠を確保により、販売需要に対応し、水田のフル活用による所得増大に努めました。

園芸部門では、まんなか市場増床及びインショップ販売の増大に向け、新たな生産者の育成及び生産量の拡大に努めるとともに、マーケットインに基づく販売戦略として加工業者を中心に需要のある「青ねぎ」の生産面積の拡大を図り、安定した生産・出荷体制の確立に努めました。

畜産部門では、資源循環型農業の取り組みを推進し、畜産振興支援事業や経営所得安定制度を支援し、経営の安定化と経営維持に向けた推進に努めました。

② 生活文化事業

日帰り人間ドック検診の受診者拡大に努め、低額負担で受診できるよう助成金による支援を行いながら、病気の早期発見・治療・生活習慣病の要因改善など組合員の健康管理支援に努めました。また、一般消費者への農協事業の広報や食の安全性・農業の重要性についての啓蒙に努めました。

③ 教育情報事業

青年組織及び女性組織活動や農産物の消費拡大・地産地消の取組み推進や地域の多様な組織と連携しながら、一般消費者への農協事業の広報活動に努めました。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当JAは、富山市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉しております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇ 農業関係の持続的な取り組み

- ・『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』に向けた取り組み
- ・米の品質向上運動の展開
- ・ゆうだい21・富富富の生産拡大
- ・直売所を中心とした園芸作物振興
- ・主穀作農家の複合経営の推進

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底

◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・小学校等での体験授業の実施
- ・JA直売所による地産地消促進
- ・農業祭の開催

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、45,218千円（うち定期積金の残高は985千円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	37,421 千円
そ の 他	7,796 千円
合 計	45,218 千円

◇ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、6,115千円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	4,829 千円
そ の 他	1,286 千円
合 計	6,115 千円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- ・小学校での田植え体験等食農教育の実施
- ・税務相談会の開催
- ・介護施設等のイベントへの協力

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

- ・組合員組織の活性化支援
- ・座談会等の開催による組合員との意見交換の実施

(3) 情報提供活動

- ・JA広報誌「農協だより」の発刊
- ・ホームページ、SNSを活用した情報発信

◇ 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

(1) 農業者等の経営支援に関する取組み方針

農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取組み扱い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを提供していきます。

（2）農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会実施し、また、農業者からの幅広いニーズに応えるため、JAバンク農業金融プランナーを14人配置するなどし、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう態勢整備を行っています。

（3）農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

融資部門と営農生活部門との連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を發揮するなどして取り組みを行っています。

（4）担い手の経営のライフステージに応じた支援

新規就農支援、担い手の信用向上、財務の安定化など農業法人等の発展段階に応じて、資本供与の枠組みであるアグリシードファンドを提案するなどして担い手支援に取り組んでいます。

（5）経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み

農業経営負担軽減支援資金等の負債整理資金を提案し、償還金の負担軽減を図るなどした取組み、また、農業経営改善促進資金（新スーパーS資金）の融資について、農業振興等に貢献するために創設されたJAバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行うなどして担い手を支援しています。

（6）農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

富山県JAにおいては、市町村が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の事務局又は構成員として、アンケート調査の取りまとめ等を行うなどプラン策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちのくらし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取組んでいます。

5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融共済部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、

日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーションル・リスク管理

オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

〔内部統制システム基本方針〕

当JAでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さんに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さんに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルpline)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくりスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

注：上記内部統制システム基本方針は5年6月1日時点のものです。

◇ 法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるととも

に、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

- ・信用事業

金融課（電話：076-429-7501（月～金 午前9時～午後5時 祝祭日を除く））

- ・共済事業

共済課（電話：076-429-7502（月～金 午前9時～午後5時 祝祭日を除く））

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

J Aバンク相談所（一般社団法人JAバンク・J Fマリンバンク相談所、

電話：03-6837-1359）

※ 平成31年4月1日以降、富山県JAバンク相談所は、(一社)JAバンク相談所へ運営を移管しております。

・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただぐか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

富山市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 利用者保護等管理方針

当JAは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

J A バンク 利用者保護等管理方針

富山市農業協同組合（以下「当JA」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当JAは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本的方針

富山市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
 - 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
- また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
- また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
- また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な

取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7条に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 繼続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

富山市農業協同組合 本店 企画総務部総務課

電話番号／076-429-7555

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前8時30分～午後5時

◇ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

(単位:人、日)

監査期間	監査内容等	監査従事人数
R3.4/4～4/7	令和3年度決算監事監査	20
R4.6/6～6/13	内部監査I	22
R4.8/2	内部監査II(無通告)	2
R4.8/18～8/24	内部監査III	14
R4.10/3～10/6	上半期仮決算監事監査	20
R4.11/24	内部監査IV(無通告)	3
R4.12/21	内部監査V	3
監査延べ人数		84

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年2月末における自己資本比率は、19.35%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	富山市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,864百万円（前年度 4,820百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

[信用事業]

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌27ページをご覧ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌28ページをご覧ください。

◇ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取扱が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアーなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌29ページから32ページをご覧ください。

[共済事業]

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、本誌33ページをご覧ください。

[経済事業]

◇ 購買事業

組合員や地域住民の皆様が生産に必要な資材のほか、生活耐久財などの生活物資を供給しています。もともと、購買とは「買い取る・買い入れる」という意味で、JAが物資を購入(計画的な大量購入による安い価格での仕入れ)し、流通経費を節約し、安価で安心な品質の良い品物を安定的に皆様に供給しています。

◇ 販売事業

組合員の皆様が生産された農畜産物を共同販売しています。

また、計画的な出荷によって市場で有利な販売を行い、その代金を生産者の方々に精算しています。

◇ 保管事業

組合員の皆様が生産され検査を受けた米・大豆等を出荷までの間、品質を保持するよう適切に保管しています。

◇ 利用事業

生産や生活に必要な施設を共同利用施設として設置することで、組合員の皆様に利便を提供しています。(育苗センター、ライスセンター、種子センター)

◇ 旅行センター

JA旅行センターでは農協観光とオンラインで結び、観光地・ホテル・航空券・JR切符・貸切バスなどの照会、予約、クーポン発券等の国内旅行に関する手配について個人から団体まで広く取扱っています。

◇ 宅地供給事業

不動産センターでは賃貸住宅、賃貸施設、定期借地権等を活用した多様な土地利用型複合事業の提案や土地の売却・取得等組合員ニーズに対応出来る情報収集体制と内

部体制の整備を図り、信用に基づく事業を行っています。

[経済事業]

◇ 営農指導事業

地域農業の振興のため、組合員や地域住民の皆様のライフスタイルに応じた農業支援を行っています。

◇ 生活指導事業

組合員や地域住民の皆様の暮らしと健康を守るための活動や、多彩で豊かな暮らし作りに向けての活動を行っています。

(2) 系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JA銀行独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA銀行会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JA銀行の信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA銀行の健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJA銀行独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJA銀行が拠出した「JA銀行支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2021年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA銀行として商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJA銀行ブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2021年3月末現在で4,522億円となっています。

【主な貯金商品】

種類	しくみと特徴	お預入期間	お預入金額
普通貯金 (総合口座)	いつでも預入・引出ができます。給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 総合口座に組合せた定期貯金を担保として、自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されています。給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上
当座貯金	お支払いには、安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただいくと便利です。	出し入れ自由	1円以上
スーパー定期	お預け入れは1円からという手軽な定期貯金でお預け入れ期間が3年以上は有利な半年複利も選択できます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上
大口定期	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上
期日指定定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。	最長3年	1円以上
変動金利定期貯金	市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1年、2年、3年	1円以上
普通貯金無利息型 (決済用)	利息はつきません。個人のものは総合口座による貸越ができます。貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
定期積金	毎月のお積立て生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 10年以内	1回1,000円以上
財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1回1円以上
	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受取りできます。また、財形住宅貯金と合せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上
	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上

※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは専門担当者までお問い合わせください。

【主な貸出商品】

種類	内容
住宅ローン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。
リフォームローン	リフォームにも JA のローンをお役立ていただけます。増改築や改装・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。他金融機関借入・ディーラーローンの借換にもご利用ください。
教育ローン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定・在学中のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 カードタイプのご用意もございます。
フリーローン	生活に必要な一切の資金です。
カードローン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 全国の JA の CD・ATM はもちろん他の提携金融機関の CD・ATM でも借り入れることができます。

※ その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

【主なその他のサービス】

種類	内容
JA キャッシュサービス	カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関のATMでご利用できます。
給与受取サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出ができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A カード (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金がご入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。ポイントもたまって大変お得です。
デビットカードサービス	「J·Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当JAのキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

【主な手数料一覧】

※ 各手数料（令和5年6月1日現在）には、消費税等（10%）が含まれています。

○ 内国為替の取扱手数料

1. 振込手数料

種類		手数料額	
		5万円未満	5万円以上
振込手数料 (窓口)	当JA	同一店舗内	220円
		本支店あて	330円
	他JAあて	電信	605円
		文書	605円
	他行あて	電信	605円
		文書	605円
	災害義援金	J Aバンク富山災害義援金 取扱要領に基づくもの	無料
	振込手数料（自動化機器）と同額		
	1万円未満		1万円以上 3万円未満
	当JA同一店舗	無料	無料
振込手数料 (自動化機器)	当JA本支店あて	110円	110円
	県内JAあて	110円	110円
	県外JAあて	110円	220円
	他行あて	220円	275円
			440円

2. 代金取立関係手数料

種類		本支店間	交換所
代金取立手数料	小切手	無料	880円
代金取立手数料	小切手以外		880円
保証小切手発行手数料			880円
送金・振込・取立の組戻・返却			880円

3. その他為替関係手数料

県外の市町村に納付する税金	1件	440円	
給与振り込み		無料	
定額自動送金サービス		5万円未満	5万円以上
	当JA本支店あて	無料	無料
	他JAあて	330円	550円
定額自動集金サービス	他行あて	605円	770円
	契約時 1,100円		

4. 手形・小切手関係

金融機関借入用約束手形用紙	1枚	550円
保証小切手発行手数料	1枚	(JA都合は除く) 550円
約束手形帳・為替手形帳	1冊(50枚)	3,300円
小切手帳	1冊(50枚)	3,300円

5. 店頭両替手数料

両替手数料	49枚まで	無 料
	50枚～100枚	440円
	101枚～500枚	880円
	501枚～1,000枚	1,100円
	1,001枚以上	500枚毎に440円加算

6. 賟金取引業務手数料

通帳・証書・カード再発行	1件(1冊)	1,100円
I Cカード発行(更新)手数料	1件	無 料
残高証明書	1件	550円
口座振替手数料	1件	110円
取引履歴照会手数料	1件	110円

7. JAネットバンク

月額利用料	利用手数料	無 料	
振込手数料	1万円未満	1万円以上3万円未満	3万円以上
	当JA同一店舗内	無 料	無 料
	当JA本支店あて	無 料	無 料
	県内JAあて	無 料	無 料
	県外JAあて	110円	220円
	他行あて	220円	275円

8. 法人JAネットバンク

月額利用料	照会・振込サービス手数料			1,100円
月額利用料	データ伝送サービス手数料 (総合振込・給与・賞与振込・口座振替)			2,200円
振込手数料	1万円未満	1万円以上3万円未満	3万円以上	
	当JA同一店舗内	無 料	無 料	無 料
	当JA本支店あて	無 料	無 料	無 料
	県内JAあて	無 料	無 料	無 料
	県外JAあて	110円	220円	330円
	他行あて	220円	275円	440円

○ 店舗A T M利用手数料

(令和5年6月1日現在)

ご利用カード		お引出取引（1回当たり）			お預入取引（1回当たり）	
ご利用時間		全国JA・JFマリンバンク キャッシュカード	三菱UFJ キャッシュカード	その他金融機関 キャッシュカード	当JA・県内JA キャッシュカード	県外JA キャッシュカード
平日	8:00～8:45 8:45～18:00 18:00～21:00	無料	110円 無料 110円	220円 110円 220円	無料	無料
土曜	8:00～21:00	無料	110円	220円	無料	無料
日曜 祝日 年末	8:00～21:00	無料	110円	220円	無料	無料

○ 提携A T Mご利用手数料

ご利用時間	入出金
平日 8:45～18:00	110円
上記以外	220円

【優遇プログラム】

JA富山市では、お取引内容に応じて各種手数料がおトクになる「JA バンク優遇プログラム」を導入しています。

対照取引	条件	配点
年金受取	入金1件以上 (各振込周期と同期間で判定)	50点
給与・賞与受取	入金1件以上かつ5万円以上 (基準月または基準月前日で判定)	30点
JAカード支払	取引件数1件以上 (基準月前々月～基準月で判定)	30点
正組合員/准組合員/正組合員家族	基準月末時点の資格コード	20点
ローン残高あり	基準月末残高(証書・当貸)	30点
個人インターネットキャッシング	インターネットキャッシングご契約	20点
通帳レス(1口座以上)	通帳レスの当座性貯金口座(普通口座・総合口座・貯蓄口座等)を保有	30点



	ステージ1	ステージ2	ステージ3
該当点数	50点未満	50点以上100点未満	100点以上
優遇内容		提携ATM月3回無料 個人IBによる他行振込手数料月1回無料	提携ATM月4回無料 個人IBによる他行振込手数料月3回無料

【主な共済仕組み一覧】

○ ひとに関する保障

種類	内 容
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入やすく、通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。
定期生命共済	一定期間の万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。 お子さまの成長・独立が見込まれる高齢期の保障を抑えることで、より手頃な掛け金で保障を準備することも可能です。
医療共済 【メディフル】	病気やケガによる日帰り入院からまとまった一時金を受け取れるプランです。生涯保障や先進医療などライフプランにあわせて自由に設計できるほか、健康を維持した場合に健康祝金を受け取ることができるプランもあります。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
がん共済	がんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や再発・長期治療のときは一時金をお支払します。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	三大疾病やその他の生活習慣病など、身近な生活習慣病のリスクに備えるプランです。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さま・お孫さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
介護共游	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障するプランです。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
生活障害共済 【働くわたしのささエール】	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償責任などを保障します。
農業者賠償責任共済 【ファーマスト】	農業を営むうえで生じた損害賠償責任などを保障します。

○ いえに関する保障

種類	内 容
建物更生共済 【むてきプラス・My家財プラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

○ くるまに関する保障

種類	内 容
自動車共済【クルマスター】	相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「人身傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」等がセットされたプランです。また、掛け金割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含みます。）（注記）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

（注記）：トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

※この資料は概要を説明したもので、ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。

また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和3年度	令和4年度		令和3年度	令和4年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	44,249,751	44,500,197	1. 信用事業負債	45,093,540	45,348,535
(1)現金	283,166	313,994	(1)貯金	44,951,326	45,218,292
(2)預金	37,626,376	37,897,942	(2)借入金	2,142	-
系統預金	37,626,370	37,897,940	(3)その他の信用事業負債	140,072	130,243
系統外預金	6	2	未払費用	1,534	1,025
(3)貸出金	6,148,524	6,115,364	その他の負債	138,538	129,217
(4)その他の信用事業資産	195,180	173,397	2. 共済事業負債	179,815	154,311
未収収益	185,749	165,255	(1)共済資金	99,643	76,854
その他の資産	9,431	8,141	(2)未経過共済付加収入	79,080	77,214
(5)貸倒引当金	△ 3,497	△ 501	(3)その他の共済事業負債	1,091	242
2. 共済事業資産	219	125	3. 経済事業負債	202,465	177,343
(1)その他の共済事業資産	219	125	(1)経済事業未払金	182,145	150,908
3. 経済事業資産	1,016,557	1,030,050	(2)経済受託債務	20,319	26,435
(1)経済事業未収金	134,969	208,270	4. 雑負債	79,534	75,475
(2)経済受託債権	654,680	622,372	(1)未払法人税等	11,975	4,182
(3)棚卸資産	231,372	196,743	(2)その他の負債	67,559	71,292
購買品	231,372	196,743	5. 諸引当金	466,455	435,841
(1)その他の経済事業資産	2,985	4,497	(1)賞与引当金	13,719	13,519
(2)貸倒引当金	△ 7,449	△ 1,832	(2)退職給付引当金	434,943	417,040
4. 雜資産	133,672	128,267	(3)役員退職慰労引当金	17,792	5,280
5. 固定資産	1,778,736	1,729,381	負 債 の 部 合 計	46,021,811	46,191,507
(1)有形固定資産	1,777,478	1,728,165	(純資産の部)		
建物	2,280,987	2,298,087	1. 組合員資本	4,850,561	4,875,075
機械装置	838,036	834,882	(1)出資金	1,132,204	1,132,469
土地	691,222	697,106	(2)資本準備金	8,882	8,882
その他の有形固定資産	680,024	643,934	(3)利益剰余金	3,714,693	3,737,945
減価償却累計額	△ 2,712,791	△ 2,745,845	利益準備金	1,244,000	1,263,000
(2)無形固定資産	1,258	1,216	その他利益剰余金	2,470,693	2,474,945
6. 外部出資	3,664,011	3,664,011	肥料共同購入積立金	1,424	1,424
系統出資	3,588,321	3,588,321	税効果調整積立金	29,425	14,548
系統外出資	72,840	72,840	リスク管理積立金	460,000	500,000
子会社等出資	2,850	2,850	電算システム機能強化等積立金	100,000	100,000
7. 繰延税金資産	29,425	14,548	施設整備積立金	500,000	500,000
			特別積立金	1,197,600	1,197,600
			当期末処分剰余金	182,244	161,372
			(うち当期剰余金)	90,631	56,047
			(4)処分未済持分	△ 5,218	△ 4,221
			純 資 産 の 部 合 計	4,850,561	4,875,075
資 産 の 部 合 計	50,872,373	51,066,582	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	50,872,373	51,066,582

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金額		科 目	金額	
	令和3年度	令和4年度		令和3年度	令和4年度
1. 事業総利益	885,507	820,763	(9) 保管事業収益	40,062	40,927
事業収益	2,492,730	2,181,893	(10) 保管事業費用	11,553	13,430
事業費用	1,607,222	1,361,130	保管事業総利益	28,508	27,496
(1) 信用事業収益	292,781	260,743	(11) 利用事業収益	143,797	143,721
資金運用収益	278,125	245,189	(12) 利用事業費用	88,366	93,494
(うち預金利息)	(169,384)	(148,945)	(うち貸倒引当金繰入額)	(173)	(98)
(うち貸出金利息)	(83,507)	(79,897)	利用事業総利益	55,430	50,226
(うちその他受入利息)	(25,233)	(16,346)	(13) 宅地等供給事業収益	20,649	7,009
役務取引等収益	12,012	12,398	(14) 宅地等供給事業費用	371	398
その他経常収益	2,642	3,155	宅地等供給事業総利益	20,277	6,611
(2) 信用事業費用	31,387	26,610	(15) その他事業収益	55,637	64,807
資金調達費用	3,316	1,840	(16) その他事業費用	28,185	34,931
(うち貯金利息)	(2,086)	(1,045)	その他事業総利益	27,451	29,876
(うち給付補填備金繰入)	(981)	(393)	(17) 指導事業収入	17,032	12,433
(うちその他支払利息)	(249)	(402)	(18) 指導事業支出	26,936	26,573
役務取引等費用	2,808	2,670	指導事業収支差額	△ 9,904	△ 14,140
その他経常費用	25,262	22,099	2. 事業管理費	846,362	819,250
(うち貸倒引当金戻入益)	(△53)	(△2,995)	(1) 人件費	577,740	553,276
信用事業総利益	261,393	234,133	(2) 業務費	78,402	80,210
(3) 共済事業収益	205,273	189,948	(3) 諸税負担金	27,486	26,409
共済付加収入	190,289	176,041	(4) 施設費	158,383	154,080
その他の収益	14,984	13,907	(5) その他事業管理費	4,349	5,273
(4) 共済事業費用	4,849	4,434	事業利益	39,144	1,512
共済推進費	2,718	2,388	3. 事業外収益	79,838	78,304
その他の費用	2,131	2,046	(1) 受取出資配当金	59,484	59,484
共済事業総利益	200,424	185,514	(2) 貸貸料	14,138	13,883
(5) 購買事業収益	1,680,633	1,414,108	(3) 雑収入	6,215	4,937
購買品供給高	1,634,712	1,342,401	4. 事業外費用	1,397	2,060
購買手数料	-	33,140	(1) 寄付金	30	30
修理サービス料	35,589	33,581	(2) 雑損失	1,367	2,030
その他の収益	10,332	4,984	経常利益	117,585	77,756
(6) 購買事業費用	1,459,739	1,196,717	5. 特別利益	-	15,413
購買品供給原価	1,418,886	1,172,377	(1) 固定資産処分益	-	44
購買品供給費	7,163	5,351	(2) 強風被害保険金等	-	15,369
その他の費用	33,688	18,989	6. 特別損失	490	15,369
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,315)	-	(1) 固定資産処分損	490	0
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△6,175)	(2) 固定資産圧縮損	-	15,369
購買事業総利益	220,895	217,390	税引前当期利益	117,095	77,800
(7) 販売事業収益	86,737	86,742	7. 法人税・住民税及び事業税	25,792	6,876
販売手数料	75,723	75,501	8. 法人税等調整額	671	14,877
その他の収益	11,014	11,241	法人税等合計	26,463	21,753
(8) 販売事業費用	5,708	3,088	当期剩余金	90,631	56,047
その他の費用	5,708	3,088	当期首繰越剩余金	90,941	90,448
(うち貸倒引当金繰入額)	(876)	(460)	目的積立金取崩額	671	14,877
販売事業総利益	81,029	83,654	当期末処分剩余金	182,244	161,372

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和3年度	令和4年度		令和3年度	令和4年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	117,095	77,800	その他の資産の純増(△)減	20,119	3,985
減価償却費	91,740	87,323	その他の負債の純増減(△)	△ 13,520	943
減損損失	-	-	未払消費税等の増減(△)額	△ 8,620	3,431
貸倒引当金の増減額(△は減少)	2,349	△ 8,614	信用事業資金運用による収入	289,003	265,856
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 83	△ 200	信用事業資金調達による支出	△ 5,816	△ 2,729
退職給付引当金の増減額(△は減少)	13,319	△ 17,903	共済貸付金利息による収入	-	-
その他引当金等の増減額(△は減少)	2,632	△ 12,512	共済借入金利息による支出	-	-
信用事業資金運用収益	△ 278,125	△ 245,189	事業の利用分量に対する配当金の支払額	-	△ 21,766
信用事業資金調達費用	3,317	1,840	小 計	△ 326,971	△ 93,241
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 59,484	△ 59,484	雑利息及び出資配当金の受取額	59,484	59,484
支払雑利息	-	0	雑利息の支払額	△ 2	0
有価証券関係損益(△は益)	-	-	法人税等の支払額	△ 16,683	△ 14,669
固定資産売却損益(△は益)	-	△ 44	事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 284,172	△ 48,426
外部出資関係損益(△は益)	-	-	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
その他固定資産関係損益(△は益)	-	-	有価証券の取得による支出	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の売却による収入	-	-
貸出金の純増(△)減	148,071	33,159	有価証券の償還による収入	-	-
預金の純増(△)減	△ 800,000	△ 400,000	補助金等の受入による収入	-	15,369
貯金の純増減(△)	175,223	266,966	固定資産の取得による支出	△ 71,275	△ 53,337
信用事業借入金の純増減(△)	△ 2,142	△ 2,142	固定資産の売却による収入	558	44
その他の信用事業資産の純増(△)減	10,866	1,059	外部出資による支出	-	-
その他の信用事業負債の純増減(△)	68,905	△ 8,880	外部出資の売却等による収入	-	-
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 70,717	△ 37,924
共済貸付金の純増(△)減	-	-	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
共済借入金の純増減(△)	-	-	設備借り入れによる収入	-	-
共済資金の純増減(△)	5,309	△ 22,789	設備借入金の返済による支出	-	-
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 1,724	△ 1,866	出資の増額による収入	41,038	46,662
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			出資の払戻しによる支出	△ 40,656	△ 46,889
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△ 14,653	△ 73,301	持分の譲渡による収入	△ 5,218	△ 4,221
経済受託債権の純増(△)減	△ 51,307	32,308	持分の取得による支出	5,218	4,221
棚卸資産の純増(△)減	△ 19,462	34,629	出資配当金の支払額	△ 11,177	△ 11,029
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△ 19,146	△ 31,237	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,795	△ 11,256
経済受託債務の純増減(△)	△ 873	6,116	4. 現金及び現金同等物の増加額	△ 365,684	△ 97,606
			5. 現金及び現金同等物の期首残高	1,775,227	1,409,543
			6. 現金及び現金同等物の期末残高	1,409,543	1,311,937

4. 注記表

(令和3年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

（1）子会社株式 : 移動平均法による原価法

（2）その他有価証券

①時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

購買品（肥料、農薬）

…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（農機具製品、自動車）

…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（上記以外の購買品）

…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと

認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（4）消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

（5）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(6) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

経済受託債権については、全国農業協同組合連合会富山県本部から資金が送付された時点で残高を減少する会計処理を行っています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法、受託販売における共同計算の会計処理の方法に関する事項について、「その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項」に記載しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 会計上の見積りに関する注記

新設された農業協同組合施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より「繰延税金資産の回収可能性に関する情報」、「固定資産の見積りに関する情報」、「貸倒引当金の見積りに関する情報」を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 29,425千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税

所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年2月に作成した中期経営計画及び経常利益シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

①当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年2月に作成した中期経営計画及び経常利益シミュレーションを基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 10,947千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」でありま

す。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,374,040 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 607,620 千円、構築物 49,760 千円、機械及び装置 681,039 千円、車両
運搬具 5,237 千円、器具備品 30,382 千円

(2) 担保に供している資産

① 預金 1,900,000 千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	21,534 千円
金銭債務	7,296 千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権、金銭債務はありません。

(5) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は 29,234 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,234千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引総額

①子会社等との取引による収益総額	35,251 千円
うち事業取引高	35,251 千円
② 子会社等との取引による費用総額	1,447 千円
うち事業取引高	1,447 千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が6,434千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	37,626,377	37,626,739	361
貸出金 貸倒引当金	6,148,524		
	△3,497		
貸倒引当金控除後	6,145,026	6,215,512	70,486
資産計	43,771,404	43,842,252	70,847
貯金	44,951,326	44,953,324	1,998
負債計	44,951,326	44,953,324	1,998

※ 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap（以下 OIS という））のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 賀金

要求払賀金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性賀金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,664,011

※ 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	37,626,377	-	-	-	-	-
貸出金	750,486	402,032	362,260	331,566	280,858	4,021,319
合計	38,376,864	402,032	362,260	331,566	280,858	4,021,319

※ 貸出金のうち、当座貸越 146,680 千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
賀金	37,818,820	3,613,919	2,974,731	300,551	127,013	116,291

※ 賀金のうち、要求払賀金については「1年以内」に含めています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加えて、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

③ 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	421,623 千円
退職給付費用	39,251 千円
退職給付の支払額	△15,855 千円
特定退職給付制度への拠出金	△10,076 千円
期末における退職給付付引当金	434,943 千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	479,087 千円
特定退職金共済制度	△44,143 千円
未積立退職給付債務	434,943 千円
退職給付引当金	434,943 千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	39,251 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 7,178 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 80,051 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,346 千円
役員退職慰労引当金	4,911 千円
退職給付引当金	120,044 千円
J A バンク支援積立金	6,273 千円
減損損失否認	9,750 千円
その他	6,718 千円
繰延税金資産小計	152,043 千円
評価性引当額	△122,618 千円
繰延税金資産合計	29,425 千円
繰延税金資産の純額	29,425 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.0%
住民税均等割等	2.3%
事業分量配当	△5.1%
評価性引当額の増減	4.5%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.5%

(令和4年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

- (1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法
(2) その他有価証券
市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

購買品（肥料、農薬）

…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（農機具製品、自動車）

…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（上記以外の購買品）

…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額

及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に 1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（4）収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点でもしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で

収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

経済受託債権については、全国農業協同組合連合会富山県本部から資金が送付された時点で残高を減少する会計処理を行っています。

- ③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

② L Pガスに関する収益認識

購買事業におけるL Pガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しています。

③ 購買事業等における支払奨励金の会計処理

購買事業等において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、事業費用として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の事業収益が279,854千円、事業費用が279,854千円減少

していますが、この変更による事業利益、経常利益、税引前当期利益、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 14,548千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画及び経常利益シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フローアンalysis単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び経常利益シミュレーションを基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 2,334 千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「① 貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,379,660 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 607,620 千円、構築物 49,760 千円、機械及び装置 676,290 千円、車両運搬具 5,237 千円、器具備品 40,751 千円

(2) 担保に供している資産

預金 1,900,000 千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 17,230 千円

金銭債務 5,735 千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権、金銭債務はありません。

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 3,570 千円です。危険債権額はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 3,570 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

①子会社との取引による収益総額	28,179 千円
うち事業取引高	28,179 千円
② 子会社との取引による費用総額	1,171 千円
うち事業取引高	1,171 千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が12,902千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利と他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、

投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	37,897,942	37,890,595	△7,347
貸出金	6,115,364		
貸倒引当金	△501		
貸倒引当金控除後	6,114,862	6,155,424	40,561
資産計	44,012,805	44,046,019	33,213
貯金	45,218,292	45,191,034	△27,257
負債計	45,218,292	45,191,034	△27,257

※ 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap（以下 OIS という））のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,664,011

※ 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	37,897,942	-	-	-	-	-
貸出金	695,992	391,855	364,576	313,377	268,443	4,081,119
合計	38,593,934	391,855	364,576	313,377	268,443	4,081,119

※ 貸出金のうち、当座貸越 128,415 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	39,673,555	3,177,752	1,921,595	146,501	189,075	109,812

※ 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加えて、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

③ 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	434,943 千円
退職給付費用	41,256 千円
退職給付の支払額	△49,713 千円
特定退職給付制度への拠出金	△9,446 千円
期末における退職給付付引当金	417,040 千円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	466,571 千円
特定退職金共済制度	△49,530 千円
未積立退職給付債務	417,040 千円
退職給付引当金	417,040 千円

⑤ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	41,256 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 7,831 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 76,640 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,279 千円
役員退職慰労引当金	1,457 千円
退職給付引当金	115,103 千円
J A バンク支援積立金	6,334 千円
減損損失	9,256 千円
その他	5,255 千円
繰延税金資産小計	141,682 千円
評価性引当額	△127,134 千円
繰延税金資産合計	14,548 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.6%
住民税均等割等	3.4%
評価性引当額の増減	5.8%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9%

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 当期末処分剰余金	182,244	161,372
計	182,244	161,372
2. 剰余金処分額	91,795	66,073
(1) 利益準備金	19,000	15,000
(2) 任意積立金	40,000	40,000
うちリスク管理積立金	40,000	40,000
うち施設整備積立金	-	-
(3) 出資配当金	11,029	11,073
うち普通出資に対する配当金	21,766	11,073
(4) 事業分量配当金	-	-
3. 次期繰越剰余金	90,448	95,299

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

令和3年度 1.0% 令和4年度 1.0%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

令和3年度 2.0%

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額及び積立・取崩基準
肥料協同購入 積立金	肥料価格の期中変動に備え農家負担の軽減を図り、農家の経営安定に資するため	1,424千円 肥料価格が上昇し、農家負担が発生する場合、全農の通知に基づき積立額を限度として価格上昇分を取崩す
税効果調整 積立金	税効果会計による繰延税金資産について回収時まで剰余金処分を留保するため	繰延税金資産の減少が生じたときの当該金額
リスク管理 積立金	有価証券のリスク負担、外部出資、貸出金等不良債権の償却・引当、固定資産の償却・処分及び減損、事務リスク、農林年金の制度完了に係る損失、米の販売業務における急激な価格変動、これら損失発生への補填に備え、自己資本を充実し経営の健全性を確保するため	10億円 有価証券運用を上回る売却損、評価損が生じた場合、自己査定による貸出金及び外部出資等の償却・引当、固定資産の償却・処分損及び減損、事務リスク、農林年金の制度完了に係る損失、米の精算にかかる損失が生じた場合
電算システム 機能強化等 積立金	今後の県域信用事業の機能強化及び将来のシステム構築に係るコスト負担に備えるため	1億円 次期JASTEMシステム等の電算システム機能強化等により多額の費用が発生した場合
施設整備 積立金	各施設の取壊し、取得及び減価償却費、保守修繕等にかかる経費負担に備えるため	5億円 施設の取壊し、取得、減価償却費、保守修繕等で多額の費用を要したとき、相当額を取崩す

4. 次期繰越剰余金には、當農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和3年度 3,000千円

令和4年度 4,000千円

6. 部門別損益計算書

(令和3年度)

(単位:千円)

区分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	2,542,608	292,781	205,274	1,207,397	820,124	17,032	
事業費用	②	1,657,103	31,387	4,849	886,582	707,348	26,937	
事業総利益 (①-②)	③	885,507	261,394	200,425	320,815	112,776	△ 9,905	
事業管理費 (うち減価償却費) (うち人件費)	④ ⑤ ⑥	846,362 (91,739) (577,740)	176,752 (10,446) (115,585)	129,393 (7,678) (102,229)	293,047 (56,572) (171,137)	169,774 (12,501) (125,861)	77,396 (4,542) (62,929)	
うち共通管理費 (うち減価償却費) (うち人件費)	⑦ ⑧ ⑨		50,051 (5,177) (28,014)	32,440 (3,355) (18,157)	80,141 (8,289) (44,855)	34,337 (3,551) (19,218)	9,260 (958) (5,183)	▲ 206,229 ▲ 21,330 ▲ 115,426
事業利益 (③-④)	⑩	39,144	84,642	71,032	27,768	△ 56,998	△ 87,301	
事業外収益	⑪	79,838	52,096	11,172	13,107	2,737	727	
うち共通分	⑫		3,913	2,536	6,265	2,685	724	▲ 16,123
事業外費用	⑬	1,397	48	37	1,256	43	13	
うち共通分	⑭		28	18	44	20	5	▲ 115
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	117,585	136,690	82,167	39,619	△ 54,304	△ 86,587	
特別利益	⑯	-	-	-	-	-	-	
うち共通分	⑰							
特別損失	⑱	490	-	-	-	490	-	
うち共通分	⑲							
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	117,095	136,690	82,167	39,619	△ 54,794	△ 86,587	
営農指導事業分配賦額	㉑		9,438	4,243	57,494	15,412	△ 86,587	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	117,095	127,252	77,924	△ 17,875	△ 70,206		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費の再配賦はその1/3を部門職員数割、その1/3を人件費を除く事業管理割、1/3を事業総利益割とした。

(2) 営農指導事業費用負担の配賦は各部門への一定の貢献度割とした。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	24.3	15.7	38.9	16.6	4.5	100
営農指導事業	10.9	4.9	66.4	17.8		100

(令和4年度)

(単位:千円)

区分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	2,220,441	260,743	189,948	1,052,139	705,177	12,433	
事業費用	②	1,399,678	26,610	4,434	811,153	530,906	26,574	
事業総利益 (①-②)	③	820,763	234,133	185,514	240,986	174,271	△ 14,141	
事業管理費 (うち減価償却費) (うち人件費)	④ ⑤ ⑥	819,250 87,324 553,276	157,882 9,726 103,539	121,265 7,762 93,794	285,495 52,093 168,185	184,571 13,068 134,344	70,038 4,675 53,415	
うち共通管理費 (うち減価償却費) (うち人件費)	⑦ ⑧ ⑨		52,421 4,637 31,088	38,017 3,362 22,532	88,707 7,845 52,622	48,237 4,266 28,664	13,081 1,157 7,701	▲ 240,463 ▲ 21,267 ▲ 142,607
事業利益 (③-④)	⑩	1,512	76,251	64,249	△ 44,509	△ 10,300	△ 84,179	
事業外収益	⑪	78,304	52,823	11,825	9,044	3,558	1,055	
うち共通分	⑫		3,734	2,708	6,319	3,435	932	▲ 17,128
事業外費用	⑬	2,060	711	576	346	192	236	
うち共通分	⑭		128	93	216	118	32	▲ 587
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	77,756	128,363	75,498	△ 35,811	△ 6,934	△ 83,360	
特別利益	⑯	15,413	-	-	15,413	-	-	
うち共通分	⑰							
特別損失	⑱	15,369	-	-	15,369	-	-	
うち共通分	⑲							
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	77,800	128,363	75,498	△ 35,767	△ 6,934	△ 83,360	
営農指導事業分配賦額	㉑		9,086	4,085	55,351	14,838	△ 83,360	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	77,800	119,277	71,413	△ 91,118	△ 21,772		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費の再配賦はその1/3を部門職員数割、その1/3を人件費を除く事業管理割、1/3を事業総利益割とした。

(2) 営農指導事業費用負担の配賦は各部門への一定の貢献度割とした。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
共通管理費等	21.8	15.8	36.9	20.1	5.4	100
営農指導事業	10.9	4.9	66.4	17.8		100

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和4年3月1日から令和5年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月27日
富山市農業協同組合
代表理事組合長 高野諭

8. 会計監査人の監査

2021年度及び2022年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	2,711,498	2,526,645	2,389,010	2,622,446	2,220,441
信用事業収益	354,988	317,576	296,680	292,781	260,743
共済事業収益	222,849	218,950	210,691	205,274	189,948
農業関連事業収益	1,221,128	1,120,534	1,102,000	1,207,397	1,052,139
生活その他事業収益	842,390	771,417	696,709	820,124	705,177
経常利益	67,998	94,132	99,454	117,585	77,756
当期剰余金	50,277	70,444	6,150	90,631	56,047
出資金 (出資口数)	1,132,020 1,132,020	1,125,550 1,125,550	1,120,022 1,120,022	1,132,204 1,132,204	1,132,469 1,132,469
純資産額	4,717,979	4,769,567	4,762,058	4,850,561	4,875,075
総資産額	49,131,474	49,536,949	50,566,616	50,872,373	51,066,582
貯金等残高	43,259,241	43,557,944	44,776,102	44,951,326	45,218,292
貸出金残高	6,036,861	6,474,243	6,296,594	6,148,524	6,115,364
有価証券残高	-	-	-	-	-
剰余金配当額	11,245	11,181	11,176	32,795	11,073
出資配当額	11,245	11,181	11,176	11,029	11,073
事業利用分量配当額	-	-	-	21,766	-
職員数	128	127	121	118	113
単体自己資本比率	21.64%	18.73%	18.81%	19.08%	19.35%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いは行っていません。

4. 職員数は常備人を含んでいます。

5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年
金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:千円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	274,809	243,349	△ 31,460
役務取引等収支	9,204	9,728	524
その他信用事業収支	△ 22,620	△ 18,944	3,676
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	261,394 0.60	237,523 0.54	△ 23,871 △ 0.06
事業粗利益 (事業粗利益率)	976,309 1.76	893,182 1.72	△ 83,127 △ 0.04
事業純益	127,371	73,402	△ 53,969
実質事業純益	129,947	73,931	△ 56,016
コア事業純益	129,947	73,931	△ 56,016
コア事業純益 (投資信託解約損益除く。)	129,947	73,931	△ 56,016

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用

2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用

3. その他信用事業収支=(その他事業直接収益+その他経常収益)-(その他事業直接費用+その他経常費用)

4. 信用事業粗利益=信用事業収益(その他経常収益を除く)-信用事業費用(その他経常費用を除く)+金銭の信託運用見合費用

5. 信用事業粗利益率=信用事業粗利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

6. 事業粗利益=事業総利益-信用事業に係るその他経常収益-信用事業以外に係る他の収益+信用事業に係るその他経常費用+信用事業以外に係る他の費用+事業外収益の受取出資配当金+金銭の信託運用見合費用

7. 事業粗利益率=事業総利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

8. 事業純益=事業粗利益-一般管理費-一般貸倒引当金繰入額

9. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額

10. コア事業純益: 実質事業純益-国債等債券関係損益

11. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位:千円、%)

項目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	43,459,895	278,124	0.64	43,759,083	228,842	0.52
うち預金	37,169,727	194,617	0.52	37,588,481	148,945	0.40
うち有価証券	-	-	-	-	-	-
うち貸出金	6,290,168	83,507	1.33	6,170,602	79,897	1.29
資金調達勘定	44,839,651	3,067	0.01	45,051,357	1,438	0.00
うち貯金・定期積金	44,836,072	3,067	0.01	45,049,926	1,438	0.00
うち借入金	3,579	-	-	1,431	-	-
総資金利ざや	-	0.12		-		0.17

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 経费率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高

3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

項目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	△ 2,805	△ 24,049
うち預金	5,314	△ 20,439
うち有価証券	-	-
うち貸出金	△ 8,119	△ 3,610
支払利息	△ 3,093	△ 1,629
うち貯金・定期積金	△ 3,093	△ 1,629
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	-
差引	288	△ 22,420

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:千円、%)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
流动性貯金	18,841,955	42.0	20,358,766	45.2	1,516,811
定期性貯金	25,959,770	57.9	24,675,824	54.8	△ 1,283,946
その他貯金	34,346	0.1	15,335	0.0	△ 19,011
計	44,836,072	100.0	45,049,926	100.0	213,854
譲渡性貯金	-	-	-	-	0
合計	44,836,072	-	45,049,926	-	213,854

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

② 定期貯金残高

(単位:千円、%)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	24,504,005	100.0	24,076,482	100.0	△ 427,523
うち固定金利定期	24,504,005	100.0	24,076,482	100.0	△ 427,523
うち変動金利定期	-	0.0	-	0.0	0

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:千円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
手形貸付	49,408	20,391	△ 29,017
証書貸付	6,080,986	6,003,482	△ 77,504
当座貸越	159,773	146,633	△ 13,140
割引手形	-	-	0
合計	6,290,167	6,170,506	△ 119,661

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:千円、%)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	4,193,174	68.4	4,176,788	69.3	△ 16,386
変動金利貸出	1,935,163	31.6	1,847,247	30.7	△ 87,916
合計	6,128,337	100.0	6,024,035	100.0	△ 104,302

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:千円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
貯金・定期積金等	113,777	78,682	△ 35,095
有価証券	-	-	0
動産	-	-	0
不動産	257,864	221,252	△ 36,612
その他の担保物	-	-	0
小計	371,642	299,934	△ 71,708
農業信用基金協会保証	3,664,785	3,707,903	43,118
その他の保証	539,337	573,768	34,431
小計	4,204,122	4,281,671	77,549
信用地	1,572,758	1,533,757	△ 39,001
合計	6,148,522	6,115,364	△ 33,158

④ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:千円、%)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	4,076,992	66.3	4,132,512	66.3	55,520
運転資金	2,071,531	33.7	1,982,852	33.7	△ 88,679
合計	6,148,523	100.0	6,115,364	100.0	△ 33,159

⑤ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:千円、%)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	628,397	10.2	595,335	9.7	△ 33,062
林業	-	0.0	-	0.0	0
水産業	-	0.0	-	0.0	0
製造業	421,828	6.9	388,994	6.4	△ 32,834
鉱業	12,999	0.2	12,391	0.2	△ 608
建設・不動産業	383,573	6.2	370,050	6.1	△ 13,523
電気・ガス・熱供給水道業	41,569	0.7	39,618	0.6	△ 1,951
輸送・通信業	50,189	0.8	43,376	0.7	△ 6,813
金融・保険業	1,142,278	18.6	1,142,112	18.7	△ 166
卸売・小売・サービス業・飲食業	627,449	10.2	635,956	10.4	8,507
地方公共団体	-	0.0	-	0.0	0
非営利法人	-	0.0	-	0.0	0
その他	2,840,237	46.2	2,887,529	47.2	47,292
合計	6,148,524	100.0	6,115,364	100.0	△ 33,160

⑥ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:千円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
農業	422,688	415,265	△ 7,423
穀作	133,298	129,863	△ 3,435
野菜・園芸	14,600	14,608	8
果樹・樹園農業	3,400	3,400	0
工芸作物	-	-	0
養豚・肉牛・酪農	26,689	28,815	2,126
養鶏・養卵	-	-	0
養蚕	-	-	0
その他農業	244,700	238,579	△ 6,121
農業関連団体等	-	-	0
合計	422,688	415,265	△ 7,423

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、

農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1)営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:千円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
プロパー資金	205,222	232,237	27,015
農業制度資金	217,465	183,028	△ 34,437
農業近代化資金	185,347	161,799	△ 23,548
その他制度資金	32,118	21,229	△ 10,889
合計	422,688	415,265	△ 7,423

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行う

ことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び
③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑦ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:千円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	17,375	2,498	-	14,876
	令和4年度	3,570	-	-	3,570
危険債権	令和3年度	11,859	4,824	6,040	994
	令和4年度	-	-	-	-
要管理債権	令和3年度	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和3年度	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和3年度	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-
小計	令和3年度	29,234			
	令和4年度	3,570			
正常債権	令和3年度	6,135,542			
	令和4年度	6,127,885			
合計	令和3年度	6,164,776			
	令和4年度	6,131,455			

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑧ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区分	令和3年度				令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	
			目的使用	その他				目的使用	その他
一般貸倒引当金	2,156	2,576	—	2,156	2,576	2,576	529	—	2,576
個別貸倒引当金	6,442	8,370	—	6,442	8,370	8,370	1,804	—	8,370
合計	8,598	10,946	0	8,598	10,947	10,946	2,333	0	10,946
									2,333

(注)期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑨ 貸出金償却の額

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	—	—

(注)貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3)内国為替取扱実績

(単位:件、千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	6,308	42,543	7,322
	金額	3,475,810	9,739,124	3,591,256
代金取立為替	件数	0	2	3
	金額	—	10,043	3,357
雜為替	件数	706	330	637
	金額	85,869	5,037	183,317
合計	件数	7,014	42,875	7,962
	金額	3,561,679	9,754,205	3,777,930
				9,833,749

(4)有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

該当する取引はありません。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

該当する取引はありません。

(5)有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

該当する取引はありません。

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1)長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:千円)

種類	令和3年度		令和4年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命系	終身共済	409,676	31,874,126	317,777	30,180,730
	定期生命共済	5,000	49,000	15,000	63,000
	養老生命共済	128,000	9,469,161	101,000	8,012,220
	うちこども共済	109,300	2,088,614	89,400	2,056,514
	医療共済	-	1,109,300	-	1,058,800
	がん共済	-	42,000	-	39,500
	定期医療共済	-	211,100	-	206,100
	介護共済	28,316	208,229	15,187	217,562
年金	年金共済	-	-	-	-
	建物更新共済	7,276,990	87,585,581	6,053,580	86,184,895
	合計	7,847,983	130,548,499	6,502,544	125,962,809

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2)医療系共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	1,030	11,263	16	10,631
	50	24,780	12,649	39,740
がん共済	50	1,100	65	1,135
	35	491	-	441
定期医療共済	1,115	12,854	81	12,207
	50	24,780	12,649	39,740

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。(医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。また、合計欄についても上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。)

(3)介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	31,760	295,590	17,913	307,391
認知症共済			17,000	17,000
生活障害共済(一時金型)	10,000	54,000	21,100	75,100
生活障害共済(定期年金型)	-	1,300	1,200	2,500
特定重度疾病共済			34,500	91,500

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4)年金共済の年金保有高

(単位:千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	46,210	633,414	24,315	634,040
年金開始後	-	379,581	-	365,413
合計	46,210	1,012,995	24,315	999,454

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	16,556,540	15,133	16,579,960	14,885
自動車共済		131,855		128,819
傷害共済	7,870,600	3,727	9,359,600	3,813
定期生命共済	12,000	72	12,000	72
賠償責任共済		159		155
自賠責共済		7,793		6,950
合計		158,739		154,695

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種類		令和3年度	令和4年度
生産資材	肥料	186,947	215,646
	農薬	199,295	199,999
	農機具	331,908	303,818
	飼料	28,521	69,179
	生産雑資材	127,914	84,464
	計	874,587	873,107
生活資物	米	31,479	32,233
	食料品	34,484	33,167
	酒・塩・タバコ	15,618	15,289
	衣料品・装飾品	7,092	7,746
	日用品	19,754	20,467
	燃料	36,073	35,068
	油類	374,422	409,412
	自動車	55,156	44,126
	その他耐久資材	186,043	183,550
計		760,125	781,062
合計		1,634,712	1,654,170

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種類		令和3年度	令和4年度
農作物	米	1,105,800	1,218,754
	麦	1,540	1,996
	豆類・雜穀	26,026	23,149
	種苗	275,978	406,231
	野菜	102,421	94,818
	花卉・花木	12,099	12,942
畜産物		154,360	180,917
合計		1,678,230	1,938,810

4. 指導事業

(単位:千円)

項目		令和3年度	令和4年度
収入	賦課金	2,587	2,530
	指導事業補助金	14,422	9,867
	実費収入	22	35
	計	17,031	12,433
支出	営農改善費	18,154	18,118
	生活文化事業費	3,004	2,077
	教育情報費	5,777	6,376
	計	26,936	26,573

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.23	0.15	△ 0.08
資本経常利益率	2.42	1.66	△ 0.76
総資産当期純利益率	0.18	0.11	△ 0.07
資本当期純利益率	1.87	1.20	△ 0.67

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分	令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率	期末	13.68	13.52
	期中平均	14.03	13.70
貯証率	期末	0.00	0.00
	期中平均	0.00	0.00

(注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)=有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,817,766	4,864,001
うち、出資金及び資本準備金の額	1,132,204	1,141,351
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	3,714,693	3,737,945
うち、外部流出予定額 (△)	32,795	11,073
うち、上記以外に該当するものの額	5,218	△ 4,221
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,576	529
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,576	529
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,820,342	4,864,531
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	1,258	1,216
うち、のれんに係るものとの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,258	1,216
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (口)	1,258	1,216
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口))	(ハ)	4,819,083
		4,863,314

項目	前期末	当期末
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	23,523,077	23,462,832
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	23,523,077	23,462,832
うち、他の金融機関等向けエクスポート		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るもの		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,728,243	1,669,730
信用リスク・アセット調整額		
オペレーション・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	25,251,320
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	19.08	19.35

- (注) 1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

		令和3年度			令和4年度		
信用リスク・アセット (標準的手法)		エクスポート ジャーの期末 残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポート ジャーの期末 残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
信用 リス ク・ アセ ツト の額 の合 計額	現金	283,166	0	0	313,994	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け			0			0
	外国の中央政府及び中央銀行向け			0			0
	国際決済銀行等向け			0			0
	我が国の地方公共団体向け			0			0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け			0			0
	国際開発銀行向け			0			0
	地方公共団体金融機関向け			0			0
	我が国の政府関係機関向け			0			0
	地方三公社向け			0			0
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,795,262	7,559,052	302,362	38,046,515	7,609,303	304,372
	法人等向け	335,008	335,008	13,400	331,104	325,130	13,005
	中小企業等向け及び個人向け	264,968	134,192	5,368	201,592	101,251	4,050
	抵当権付住宅ローン	253,601	86,996	3,480	300,605	93,163	3,727
	不動産取得等事業向け	220,425	220,425	8,817	201,158	201,158	8,046
	三月以上延滞等	11,037	3,500	140	11,559	14,318	573
	取立未済手形	8,193	1,638	66	7,167	1,433	57
	信用保証協会等保証付	3,665,991	359,255	14,370	3,709,164	364,230	14,569
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			0			0
	共済約款貸付			0			0
	出資等	171,710	171,710	6,868	171,710	171,710	6,868
	(うち出資等のエクスポート ジャー)	171,710	171,710	6,868	171,710	171,710	6,868
	(うち重要な出資のエクスポート ジャー)			0			0
	上記以外	7,873,953	14,651,296	586,052	7,774,343	14,581,132	583,245
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート ジャー)			0			0
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポート ジャー)	4,586,824	11,467,061	458,682	4,587,261	11,468,153	458,726
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート ジャー)	29,425	73,562	2,942	14,548	36,370	1,455
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート ジャー)			0			0
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポート ジャー)			0			0
	(うち上記以外のエクスポート ジャー)	3,257,704	3,110,672	124,427	3,172,534	3,076,609	123,064
	証券化			0			0
	(うちSTC要件適用分)			0			0
	(うち非STC適用分)			0			0
	再証券化			0			0

リスクウェイトのみなし計算が適用される エクspoージャー			0			0
(うちルックスルーア方式)			0			0
(うちマンデート方式)			0			0
(うち蓋然性方式250%)			0			0
(うち蓋然性方式400%)			0			0
(うちフォールバック方式)			0			0
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			0			0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額(△)			0			0
標準的手法を適用するエクspoージャー別計			0			0
CVAリスク相当額÷8%						
中央清算機関連エクspoージャー						
信用リスク・アセットの額の合計額	50,883,320	23,742,658	949,706	51,068,917	23,462,832	938,513
オペレーションル・リスクに対する所要自己資本額 <基礎的手法>	オペレーションル・リスク相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	オペレーションル・リスク相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	1,728,243		69,130	1,669,730		66,789
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	25,251,320		1,010,052	25,132,562		1,005,302

- (注) 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクspoージャーの種類ごとに記載しています。
- 2.「エクspoージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
- 4.「出資等」とは、出資等エクspoージャー、重要な出資のエクspoージャーが該当します。
- 5.「証券化(証券化エクspoージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクspoージャーのことです。
- 6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 7.「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットリバティの免責額が含まれます。
- 8.当JAでは、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額	÷8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数	

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R& I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛めのことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクspoージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクspoージャーの期末残高

(単位:千円)

法 人	業種	令和3年度			令和4年度		
		信用リスクに関するエクspoージャーの残高		三月以上 延滞エク spoージャー	信用リスクに関するエクspoージャーの残高		三月以上 延滞エク spoージャー
		うち 貸出金等	うち 債券		うち 貸出金等	うち 債券	
	農業	251,111	79,401	-	254,180	82,470	-
	林業	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	5,000	5,000	-	5,910	5,910	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	3,500,494	-	-	3,499,468	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-
	上記以外	39,279,851	1,484,148	-	39,534,165	1,486,905	-
	個人	4,624,002	4,617,918	-	9,749	4,582,153	4,577,591
	その他の業種	3,221,600	-	-	3,191,820	-	-
	業種別残高計	50,882,061	6,186,468	-	9,749	51,067,701	6,152,878
	1年以下	37,873,797	247,051	-	38,130,354	232,042	-
	1年超3年以下	193,266	193,266	-	193,619	193,619	-
	3年超5年以下	395,193	395,193	-	365,915	365,915	-
	5年超7年以下	299,560	299,560	-	258,173	258,173	-
	7年超10年以下	364,032	364,032	-	320,418	320,418	-
	10年超	4,615,994	4,615,994	-	4,719,668	4,719,668	-
	期限の定めのないもの	7,140,216	71,369	-	7,079,550	63,039	-
	残存期間別合計	50,882,061	6,186,468	-	51,067,701	6,152,878	-

(注) 1. 信用リスクに関するエクspoージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクspoージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことを行います。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクspoージャーをいいます。

4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区分	令和3年度				令和4年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,156	2,576	—	2,156	2,576	2,576	529	—	2,576	529
個別貸倒引当金	6,442	8,370	—	6,442	8,370	8,370	1,804	—	8,370	1,804

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

区分	令和3年度				令和4年度				貸出金 償却	
	個別貸倒引当金				貸出金 償却	個別貸倒引当金				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	
上記以外		—	—	—	—	—	—	—	—	
業種別計	6,442	8,370	—	6,442	8,370	8,370	8,370	1,804	—	
									8,370	
									1,804	
									—	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	-	283,166	283,166	-	313,994	313,994
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	3,665,991	3,665,991	-	3,709,164	3,709,164
	リスク・ウェイト 20%	36,668,884	1,134,571	37,803,456	37,048,572	1,005,110	38,053,683
	リスク・ウェイト 35%	-	253,601	253,601	-	300,605	300,605
	リスク・ウェイト 50%	-	3,661	3,661	-	-	-
	リスク・ウェイト 75%	-	264,968	264,968	-	201,592	201,592
	リスク・ウェイト 100%	-	3,984,801	3,984,801	-	3,875,291	3,875,291
	リスク・ウェイト 150%	-	6,165	6,165	-	11,559	11,559
	リスク・ウェイト 250%	-	4,616,249	4,616,249	-	4,601,809	4,601,809
	その他	-	-	1,258	-	-	1,216
リスク・ウェイト 1250%		-	-	-	-	-	-
計		36,668,884	14,213,173	50,883,316	37,048,572	14,019,124	51,068,913

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクspoージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクspoージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他のに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクspoージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額 (単位:千円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	-	121,369	700	74,899
抵当権付住宅ローン	-	-	-	70,248
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化(エクスポート)	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	52,001	121,366	21,500	88,749
合計	52,001	242,735	22,200	233,896

(注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポートのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポート)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポートに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポートに関する事項

① 出資等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポート」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポートの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスボージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	3,664,011	3,664,011	3,664,011	3,664,011
合 計	3,664,011	3,664,011	3,664,011	3,664,011

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスボージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:千円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに関する事項

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルーウェイト方式を適用するエクスボージャー	-	-
マンデート方式を適用するエクスボージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスボージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスボージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスボージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要リスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などをを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステーਪ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(ニア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的 開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点 特段ありません。

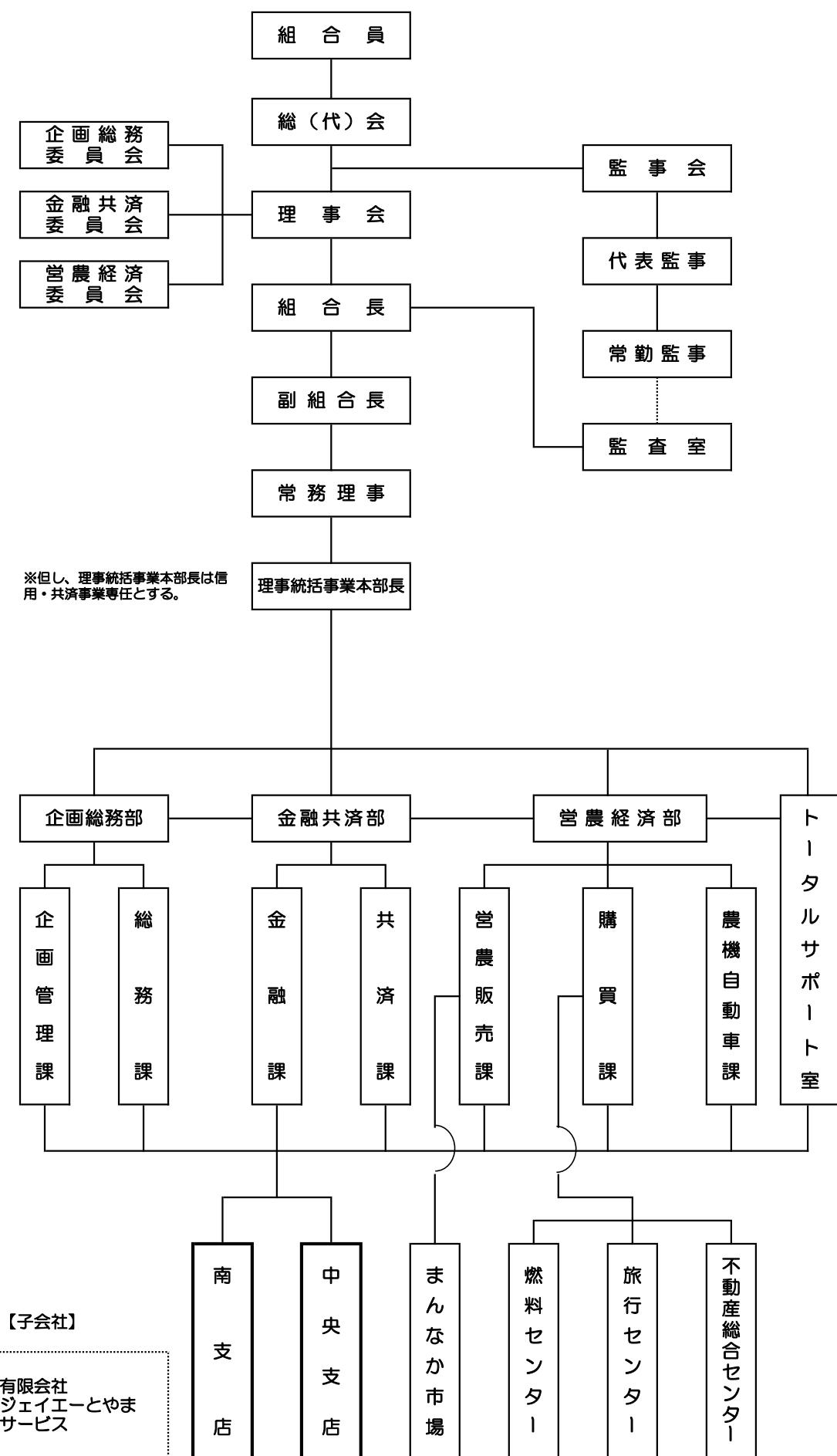
② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	Δ EVE		Δ NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	-	-	-	-
下方パラレルシフト	-	-	4	0
ステーپ化	54	72		
フラット化	-	-		
短期金利上昇	-	-		
短期金利低下	-	-		
最大値	54	72	4	0
	当期末		前期末	
自己資本の額	4,863		4,819	

【JAの概要】

1. 機構図



2. 役員一覧

(令和5年5月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	高野 諭	理事	中川 伸一
常務理事	村井 剛	理事	中島 藤代
常務理事	北野 洋子	理事	高盛 厚吉
理事統括事業本部長	中野 雄一郎	代表常勤監事(員外)	平井 隆
理事	大平 真也	監事	中川 隆
理事	山峯 正明	監事	森川 重光
理事	竹島 克朗		

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和5年2月現在) 所在地 東京都港区

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	令和3年度	令和4年度	増 減
正組合員	2,256	2,243	△ 13
個人	2,250	2,236	△ 14
法人	6	7	1
准組合員	1,886	1,859	△ 27
個人	1,796	1,769	△ 27
法人	90	90	0
合計	4,142	4,102	△ 40

5. 組合員組織の状況

(単位:人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
年金受給者友の会	2,333名	畜産部会	6名
青年部	38名	酒米振興会	15名
農業者協議会	105名	採種部会	42名
野菜出荷協議会	32名	JA富山市直売会	195名
花き出荷組合	17名	JA富山市オーナー会	18名

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 地区一覧

富山市南部地域

7. 店舗等のご案内

(令和5年2月末現在)

店舗及び事務所名	住所	電話番号	ATM設置台数
本店	富山市吉岡466番地1	076-429-7555	-
南支店	富山市吉岡466番地1	076-428-1122	1台
中央支店	富山市堀川町210番地	076-425-2888	1台
機械センター	富山市吉岡465番地1	076-429-7922	-
不動産総合センター	富山市堀川町210番地	076-420-7188	-
まんなか市場	富山市堀川町212番地	076-425-7557	-
旅行センター	富山市吉岡467番地1	076-420-8111	-
燃料センター	富山市城村1番地	076-492-0380	1台
物流センター	富山市吉岡467番地1	076-428-0011	-

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	ページ
<概況及び組織に関する事項>	
○ 業務の運営の組織	88
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	89
○ 会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	89
○ 事務所の名称及び所在地	90
<主要な業務の内容>	
○ 主要な業務の内容	23～29
<主要な業務に関する事項>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	66
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	66
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	66
・経常利益又は経常損失	66
・当期剰余金又は当期損失金	66
・出資金及び出資口数	66
・純資産額	66
・総資産額	66
・貯金等残高	66
・貸出金残高	66
・有価証券残高	66
・単体自己資本比率	66
・剰余金の配当の金額	66
・職員数	66
・信託報酬、信託勘定貸出金残高、信託勘定有価証券残高、信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高、信託財産額	66～76
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	67・76
◇ 主要な業務の状況を示す指標	67
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	67
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	67
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	67
・受取利息及び支払利息の増減	67
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	76
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	76
◇ 貯金に関する指標	68
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	68
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	68
◇ 貸出金等に関する指標	68
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	68
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	68
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	69
・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	69
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	69
・主要な農業関係の貸出実績	70
・貯貸率の期末値及び期中平均値	76
◇ 有価証券に関する指標	72
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	72
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	72
・有価証券の種類別の平均残高	72
・貯証率の期末値及び期中平均残高	72

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	ページ
<業務の運営に関する事項>	
○ リスク管理の体制	9~10
○ 法令遵守の体制	12
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7~8
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13~14
<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	35~36・61
○ 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	71
・危険債権	71
・三月以上延滞債権	71
・貸出条件緩和債権	71
・正常債権	71
○ 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	71
○ 自己資本の充実の状況	77~86
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	72
○ 貸出金償却の額	72
○ 会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	65